

社会福祉法人しあわせネットワーク 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人しあわせネットワークの役員等報酬の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(役員等の範囲)

第2条 報酬を支給する役員等の範囲は、理事長、理事、監事及び評議員とする。

(報酬額)

第3条 役員等に支払う報酬は、その都度支給するものとし、次に定めるところによる。

理事長	1 出勤当たり	3,000 円
理事・監事	〃	3,000 円
評議員	〃	3,000 円

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 6 月 22 日から施行する。